

令和3年6月9日

事業主 殿

福島労働基準監督署長

熱中症による労働災害を防止するための対策の徹底について（至急）
～本日、熱中症のリスクが高まる恐れがあります～

気象庁によると、本日、福島市内において今年初めて最高気温 30 度以上の真夏日となる予報が出ており、熱中症のリスクが高まる恐れがあることから、事業場における熱中症予防対策の徹底を図っていただきますよう、至急送付いたします。

つきましては、以下の熱中症予防対策を現場で実施しているか確認し、未実施の場合には、熱中症予防対策を確実に実施していただきますようお願いいたします。

また、昨年（令和2年）福島労働基準監督署管内にて、建設業に従事する労働者が屋外での作業中に熱中症で死亡した労働災害が発生していることを、労働者に再度周知教育してください。

現場の実施状況をチェックしてください

WBGT 指数計で測定し、その値に応じた作業・休憩時間の管理をしてください

作業場所に簡易な屋根の設置、扇風機・冷房設備・ミストシャワー等を設置して使用してください

休憩場所を確保し、そこで休憩するようにしてください

空調服、通気性の良いヘルメット、冷却スプレー等を使用して熱中症リスクの低減を図ってください

熱中症予防に関する教育を実施してください

熱中症による死亡災害が発生していることから、体調不良時は我慢せずにすぐに申し出るよう教育してください

水分・塩分を事業場で用意し、のどが渴いていなくても水分・塩分を摂取するようにしてください。

マスクをしているとのどの渴きに気がつきにくくなりますので、休憩中等に確実に水分・塩分を摂取するようにしてください

体調不良者がいた場合には、一人にせず、できるだけ早めに病院に運ぶようにしてください

その他「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」に基づく措置を実施してください